

原単位の改善のための取組に関する状況【2024年度提出分(2023年度実績)】※非特定事業者用

大東衛生株式会社

(DAITOH ENVIRON.IMPROVE.CO.,LTD.)

銘柄コード

法人番号

7120001012810

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	18	プラスチック製品製造業
細分類 (申請事業)	1851	プラスチック成形材料製造業(清プラスチックを含む)
エネルギー管理統括者	【役職】 代表取締役 【氏名】 渡部 敏弘	

エネルギー総使用量	37,619	GJ	971	k&
前年度エネルギー 総使用量			971	k&
非化石エネルギー 総使用量	112	GJ	3	k&
調整後温室効果ガス 排出量	-		t-CO ₂	

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業における エネルギー消費原単位※注 (2023年度実績)	9.268396495					原単位分母 売上高(千円)
	主たる事業 の構成割合					100.0 %
事業者全体の エネルギー消費原単位 対前年度比	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	
	141.6					83.6 81.8 92.0
事業者全体の 5年度間平均原単位変化(%)	99.8					

※主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方にに基づき各事業者が決定したものである。

【電気の需要最適化】

主たる事業における 電気需要最適化評価原単位 (2023年度実績)	-					原単位分母
DR実施日数	-					
事業者全体の 電気需要最適化評価原単位 対前年度比	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
	令和6年度(本格運用)から適用					□□□ □□□ □□□ □□□
事業者全体の 5年度間平均原単位変化	□□□					

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分	■	■	■	■	■	■	■	■	■
目指すべき水準	□□□	60%以下							
ベンチマーク指標の状況	達成								
ベンチマーク区分	■	■	■	■	■	■	■	■	■
目指すべき水準	□□□	60%以下							
ベンチマーク指標の状況	未達成								
ベンチマーク区分	-	該当なし							
目指すべき水準	-								
ベンチマーク指標の状況	-								
ベンチマーク区分	-								
目指すべき水準	-								
ベンチマーク指標の状況	-								

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた隠蔽排出削減量の量】

種別	合計量				
-	-				
-	該当なし				
-	-				
-	-				
-	-				

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標(2030年度)	10.0%				
直近5年度間の実績値	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	0.3%				
目安設定業種	-				
目安(2030年度)	-				
目標(2030年度)	-				
直近5年度間の実績値	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	-				
目安設定業種	-				
目安(2030年度)	-				
目標(2030年度)	-				
直近5年度間の実績値	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
	-				

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】

--

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

<p>1. エネルギーの使用の合理化に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業使用車両としてEV車を導入予定。 ・工場内使用設備を新機種に更新することにより使用電力の軽減を図る。
<p>2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力会社からの買電100%だった為、太陽光発電を一部導入。 ・2024年度より本格的に運用。

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

<p>1. 自由記述欄(カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)</p> <p style="height: 50px;"></p>
<p>2. 関連リンク</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

(注意事項)

- ・赤字囲み欄は必須記載です。
- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。